

令和4年3月23日
午後2時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	板 倉 克 典	2 番	那 須 英 二
3 番	小久保 照 枝	4 番	堀 岡 敏 喜
5 番	加 藤 明 由	6 番	佐 藤 仁 志
7 番	横 井 克 典	8 番	江 崎 貴 大
9 番	加 藤 克 之	10 番	高 橋 八重典
11 番	鈴 木 みどり	12 番	早 川 公 二
13 番	平 野 広 行	14 番	三 浦 義 光
15 番	佐 藤 高 清	16 番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

3 番	小久保 照 枝	4 番	堀 岡 敏 喜
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

市 長	安 藤 正 明	副 市 長	村 瀬 美 樹
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	横 山 和 久
市民生活部長	伊 藤 仁 史	健康福祉部長兼 福祉事務所長	山 下 正 巳
建 設 部 長	伊 藤 重 行	教 育 部 長	柴 田 寿 文
総務部次長兼 企画政策課長	伊 藤 淳 人	健康福祉部次長兼 保険年金課長	服 部 利 恵
建設部次長兼 土木課長	小笠原 己喜雄	会 計 管 理 者	伊 藤 えい子
教育部次長兼 歴史民俗資料館長	伊 藤 隆 彦	監 査 委 員 長	佐 藤 雅 人
総 務 課 長	鈴 木 博 貴	財 政 課 長	立 石 隆 信
人事秘書課長	山 森 隆 彦	防 災 課 長	太 田 高 士
税 務 課 長	横 江 兼 光	収 納 課 長	細 野 英 樹
市民課長兼 鍋田支所長	伊 藤 篤 由	環 境 課 長	田 口 邦 郎
市民協働課長	藤 井 清 和	商工観光課長	浅 野 克 教
十四山支所長	山 田 淳	健康推進課長	山 守 美代子

福 祉 課 長	梅 田 英 明	介護高齢課長兼 総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	安 井 幹 雄
児 童 課 長	飯 田 宏 基	農 政 課 長	上 田 忠 次
都市整備課長	三 輪 秀 樹	下 水 道 課 長	水 谷 繁 樹
学校教育課長	渡 邊 一 弘	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	中 野 修
図 書 館 長	岩 田 繁 樹		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 野 智 雄	書 記	佐 藤 文 彦
書 記	鷺 尾 里 恵		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	議案第2号 令和4年度弥富市一般会計予算
日程第3	議案第3号 令和4年度弥富市土地取得特別会計予算
日程第4	議案第4号 令和4年度弥富市国民健康保険特別会計予算
日程第5	議案第5号 令和4年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
日程第6	議案第6号 令和4年度弥富市介護保険特別会計予算
日程第7	議案第7号 令和4年度弥富市下水道事業会計予算
日程第8	議案第8号 新市基本計画の変更について
日程第9	議案第9号 弥富市部設置条例及び弥富市農政推進協議会条例の一部改正について
日程第10	議案第10号 弥富市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第11号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について
日程第12	議案第12号 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第13号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第14	議案第14号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
日程第15	議案第15号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第16	議案第16号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第17	議案第17号 海部南部水道企業団規約の変更について
日程第18	議案第18号 弥富市道路占用料条例の一部改正について

- 日程第19 議案第19号 関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定の締結について
- 日程第20 議案第20号 弥富駅自由通路新設に係る鉄道施設整備に関する覚書の締結について
- 日程第21 議案第21号 市道の廃止について
- 日程第22 議案第22号 市道の認定について
- 日程第23 議案第23号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第15号）
- 日程第24 議案第24号 令和3年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第25号 令和3年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第26号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第16号）
- 日程第27 議案第27号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第28 請願第1号 駅の橋上化は鉄道会社に任せ、市政の進め方の見直しを求める請願書
- 日程第29 請願第2号 県立高校統廃合について意見書の採択を求める請願書
（追加日程）
- 日程第30 議案第28号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第17号）
- 日程第31 発議第2号 弥富市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第32 発議第3号 弥富市議会会議規則の一部改正について
- 日程第33 発議第4号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書の提出について
- 日程第34 海部南部消防組合議会議員の選挙について
- 日程第35 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について
- 日程第36 閉会中の継続審査について

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後 2 時00分 開議

○議長（大原 功君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

なお、傍聴者の皆さん方におかれましては、会議中は静粛に、よろしくお願いを申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 功君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、小久保照枝議員と堀岡敏喜議員を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 2 議案第 2 号 令和 4 年度弥富市一般会計予算

日程第 3 議案第 3 号 令和 4 年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第 4 議案第 4 号 令和 4 年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第 5 議案第 5 号 令和 4 年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 6 議案第 6 号 令和 4 年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第 7 議案第 7 号 令和 4 年度弥富市下水道事業会計予算

○議長（大原 功君） この際、日程第 2、議案第 2 号から日程第 7、議案第 7 号まで、以上 6 件を一括議題といたします。

本案 6 件に関しては、審査経過の報告と結果の報告を委員長に求めます。

三浦行財政委員長。

○行財政委員長（三浦義光君） それでは、行財政委員会に付託されました当初予算について委員長報告をさせていただきます。

行財政委員会に付託されました案件は、議案第 2 号令和 4 年度弥富市一般会計予算についてははじめ 6 件です。

本委員会は、去る 3 月16日及び17日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、16日に総務部所管の当初予算について、議案第 2 号令和 4 年度弥富市一般会計予算及び議案第 3 号令和 4 年度弥富市土地取得特別会計予算、以上 2 件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、選挙常時啓発事業の令和 4 年度明るい選挙推進協議会の開催予定はとの質問に、市側より、令和 4 年度は参議院議員通常選挙が 7 月に想定されており、選挙期日の 1 か月前に開催する予定で、常時啓発事業についても議題とする予定です。なお、弥富市長選挙及び愛知県知事選挙においても、選挙期日の 1 か月前に開催する予定ですとの答弁が

ありました。

また、まち・ひと・しごと創生推進事業業務委託料は、市と市民の協働により市民ニーズとその解決に寄与する人材や場所等の地域資源をマッチングさせる仕組みを構築するとあるが、どんなことですかとの質問に、市側より、地域資源バンクという仕組みやアプリをつくり、ノウハウを持った人や利用可能な場所等をこの地域資源バンク制度のアプリ上に登録していただき、これらの地域資源と多様化する市民ニーズをマッチングさせます。そうすることで、ニーズの解決に寄与するとともに、市民同士がつながり、市民同士で諸課題を解決していく持続可能な地域社会の構図を図っていくことを目指していますとの答弁がありました。

続いて、建設部所管の当初予算について、議案第2号令和4年度弥富市一般会計予算、議案第3号令和4年度弥富市土地取得特別会計予算及び議案第7号令和4年度弥富市下水道事業会計予算、以上3件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、カメムシ防除の共同防除事業費補助金の補助単価を増額し、制度を拡充した理由はとの質問に、市側より、補助金の単価を上げることによって、さらに共同防除に参加していただく面積を広げることが拡充の理由ですとの答弁がありました。

また、木製遊具は木造の耐用年数を想定しての計画を立てていたのかとの質問に、市側より、木造遊具の耐用年数は10年程度と考えており、設置時には耐用年数を想定して設置している。木製遊具に限らず公園遊具については、適切な点検、管理により遊具の状況を確認し、修繕を行うことで、耐用年数経過後も安全に利用できる状態に維持管理し、長寿命化を図っているとの答弁がありました。

17日には所管を入替え、教育部所管の当初予算について、議案第2号令和4年度弥富市一般会計予算を審査いたしました。

委員から通告にて、ICT支援員は現在1人配置していると認識しているが、令和4年度までに4校に1人配置するよう示されているとのことだったが、配置状況はどのようなものかとの質問に、市側より、1人を常勤で雇用し、来年度からは2人体制となります。国の配置は、4校に1人を配置するよう要請があります。本市は業務委託による配置ではないので、訪問予定日以外であっても臨機応変に対応が可能ですとの答弁がありました。

また、スクールソーシャルワーカー1人を小・中学校に派遣するが、派遣開始時期などどのようなものかとの質問に、市側より、スクールソーシャルワーカーは拠点を適応指導支援室に置き、4月から各学校を巡回しますとの答弁がありました。

続いて、市民生活部所管の当初予算について、議案第2号令和4年度弥富市一般会計予算を審査いたしました。

委員から通告にて、結婚新生活支援補助金の補助金額が令和3年度に比べて引き下がった理由はとの質問に、市側より、令和3年度は令和2年度より14件増加し、25人の方にこの制

度を御利用いただくことができた。年々認知度も上がり、多くの方に御利用いただいたので、上限額を下げて予算枠の範囲で利用していただける数を増やすこととしたとの答弁がありました。

また、弥富市観光協会補助金の増額で、事業の拡充が市内外での金魚すくい事業とあるが、具体的な内容はとの質問に、市側より、金魚すくい事業は、本市の特産品である金魚の需要喚起、観光人口の流入、ふるさと納税の推進などを目的に、金魚すくいをはじめ、弥富金魚の歴史を学ぶ金魚の学校、金魚飼育の不安を少しでも解消する金魚飼育相談を併せて実施し、市外では各務原市のオアシスパーク、春日井市朝宮公園、安城デンパーク、市内では海南こどもの国での金魚まつりや秋まつりでの実施を予定しているとの答弁がありました。

続いて、健康福祉部所管の当初予算について、議案第2号令和4年度弥富市一般会計予算、議案第4号令和4年度弥富市国民健康保険特別会計予算から議案第6号令和4年度弥富市介護保険特別会計予算まで、以上4件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、子宮頸がんの積極的勧奨の再開及びキャッチアップ接種とはとの質問に、市側より、令和3年11月に専門家の評価により令和4年4月から積極的勧奨が再開され、対象者は小学校6年生から高校1年生の女子となる。積極的な勧奨を差し控えている間に、定期接種の対象者であった平成9年生まれから平成17年生まれまでの女子がキャッチアップ接種の対象となるとの答弁がありました。

また、3歳児健診において、スポットビジョンスクリーナー導入の周知と開始時期はいつ頃かとの質問に、市側より、3歳児健診対象者に個別通知をします。導入時期は、令和4年7月の3歳児健診から開始を予定していますとの答弁がありました。

以上のような付託された議案について質疑を経て、17日に討論に入り、議案第2号について、弥富駅関連の予算は、本来市が事業主体となる予算ではない。下水道会計への支出も見直すべきである。議案第3号について、JR・名鉄弥富駅自由通路の関係で補償費が入っている。議案第4号について、年々繰入金もなくなっており、国保の負担は耐えられるものではない。制度ごとに見直すべきである。議案第5号及び議案第6号について、制度自体根本から見直す必要がある。議案第7号について、市街地をかなりの面積で整備していくが、将来負担を減らすという観点から合併浄化槽に切り替えていく必要があるとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第2号から議案第7号まで、以上6件は賛成多数により原案を了承したことを御報告し、行財政委員会の報告を終わります。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑ないことを認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありましたので、順次発言を許します。

佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志。

議案第2号令和4年度弥富市一般会計予算について、反対の立場で討論します。

本予算にJR・名鉄弥富駅自由通路に関する予算が計上されていることと、下水道会計に対する負担金が依然として多いことが主な理由です。

予算編成について十分に精査がされていません。民間事業者の会計は、予算よりも決算が重要視されますが、公共団体は予算が重要です。議会が認めた予算以外には、一円たりとも執行することができません。皆さんから集めたお金をどういう目的で、どう使うか、どういふところに配分するのか、全ての事業について原因、現状分析、どうあるべきなのか、実現する方法、様々な制度について意見を闘わせ、比較検討した上で予算編成をするのが真っ当な行政組織です。編集の「編」、成熟の「成」で「編成」、予算の編成です。

再三質問しましたが、財政と企画政策と一緒に事業担当課の予算をヒアリングすることが昨年からはまったことは評価しています。今後は、他都市で行われている予算編成過程を市民に公開したり、岩倉市のように予算案をインターネットに公開し、意見を募集した上で議会に諮る、そのように改善してほしいと思います。

しかし、JR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化の予算に象徴されるように、事業の仕分ができていません。公共団体が主体となるべき事業なのか、民間が主体となるのか、民間主体で公共団体は支援するべき事業なのかの仕分ができていません。民間支援型として、民間区画整理事業の設立のための設計費なども計上されていますが、この民間の事業に対してどれだけ支援をするのかの理論的な整理も、限度額さえも決めないまま漫然と進めています。

かつて長野県知事が、ダム事業の事業費が当初の予定額の何倍にもなっている、これを部下にとがめたところ、県の幹部は、そんなこともこの新米知事は知らないのかというふうに、小さく始めて大きく育てるのが公共事業のうまみと返したそうです。その心の声を翻訳すると、金額が大きいと反対される。小さい金額でも効果は絶大。県民が堤防整備のほうが安いと言っても、それはお金も時間もかかるからできません、ほかの方策はありませんと言っておけば、県民は喜んで、知事さん、再選されるでしょうと。あとは理由をつけて大きくすれば、県としての予算も大きくなるし、業者は喜ぶ。役人も出世ができる。みんなハッピーじゃないですか。これが以前の人口増加期の公共事業の実態でした。今回もよく似た話だと思いませんか。しかし、これからは人口減少期です。今言ったような形で無駄に大きな公共施設がダブって複数建てられたストック、不良債権が積み上がっています。その借金返済と維

持管理と更新が、これから減っていくという小さな肩にのしかかっています。弥富は違うと言いたいんでしょうが、弥富も25年ぐらい前から肝腎の65歳未満の人口は目に見えて減っています。

近鉄弥富駅の利用者も、橋上化した25年前、1日約1万6,000人が今や1万2,000人、4分の3、ちょうど弥富市の少子化と同じカーブをたどっています。下水道事業も着手したときの絶大な費用対効果はどこへ行ってしまったのでしょうか。利用料を負担する人口が減り続ける中で、いまだに新規工事をやめない。誰が尻拭いをするのでしょうか。4年ごとの選挙で入れ替わる市長や議員ではなく、尻拭いは住み続ける市民です。逃げ出せばいいという市民の意見も聞こえてきています。

そこで、予算編成は行政職員全員が市民に対して責任を持つ気構えが必要です。行政職員は採用時に、以下のような宣誓をしています。私は、地方自治の本旨を呈するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。地方自治法は、地方自治体は、その義務を処理にするに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。地方財政法は、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて、これを支出してはならないと規定しています。

J R・名鉄弥富駅関連と下水道に対する支出は法令に違反していると思います。どうか市民に公開し、議会できっちりと議論ができるような費用負担の在り方、費用対効果について具体的な検討を組織的にやり直すべきです。せめて来年度の予算編成においては、真っ当な行政組織としての予算の編成を行っていただくことを願って、反対討論とさせていただきます。以上です。

○議長（大原 功君） 次に、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

議案第2号から議案第7号まで、一括して反対の立場で討論とさせていただきます。

今回の一般会計予算は、私が議員になって10年たちますけれども、今までのどの予算よりも、さらに残念ながら予算となっています。なぜなら、昨年11月末に弥富市の中学校で起きてしまった事件に対して正面から向き合う予算になっていない。市長の市政に対する姿勢が、あの事件に対しての気持ちが全く入っていない予算となっているからです。

あの事件は、平穏な学校でのどこでもいつでも起こり得るという教訓を教えてくださいました。それを防ぐには、日頃から子供たちの様子を温かく見守ってくれる存在が必要不可欠です。家庭、先生、生徒、地域の全てがつながり、連携し、見守ることが必要なのは言うまでもありません。その点においては、スクールソーシャルワーカーが1名配置されるということですが、1名で全小・中学校の生徒、家庭をつなぐ、見るのは到底不可能です。

また、今、学校における教員の多忙化が問題視され、先生たちにも余力がなく、また先生という立場であるがゆえに同じ目線にはなれないという点からも、違う角度から子供たちと同じ目線でメンタルケアができるスクールカウンセラーが必要です。しかし、スクールカウンセラーは増員されず、小学校でほんの僅かに相談回数が増えただけ。中学校は、事件前の週1回の体制に全く変わりがないどころか、1時間すら増えていない予算となっています。常勤配置するには2,000万円程度あればできます。ここ2年で財政調整基金を4億円も積み増していることを考えれば、財政面では心配なく行うことができます。あとは、やる気、気持ち次第だということです。

あの事件があった当該自治体だけに全国が注目し、対策を考えているものだと思います。現に近隣自治体でもカウンセラーを増員する動きがあります。私は学生時代、カウンセラーを目指しておりました。その経験からも、名古屋市のようにカウンセラーの常勤・常駐配置が必要不可欠だと思います。週1回しか来ないカウンセラーに信頼を寄せて心のうちを相談するなんていうことはなかなかできません。待っていて何かあったら相談に来てねでは来ないんです。相談できません。それでは意味がありません。毎日、登校時から下校までずっと見守ることで、心の変化に気づくことができます。そうした中で声をかけて、心配してくれる人が近くにいるんだという相談しやすい状況をつくり出してこそ、そのカウンセラーの真価が発揮されるものだと思います。他にも様々ありますけれども、長くなるので割愛します。

今回の予算には、あの事件を受けてもなお、カウンセラーの常勤・常駐体制が重要視されず、あろうことか中学校には1時間も増えないというあり得ないほどのがっかりな予算になっています。あの事件を受けても、なお動けない市長であるなら、その座に座る資格はありません。

委員会の中でも市長の姿勢を聞かれましたが、その答弁にもがっかりです。学校や教育現場から要望があれば検討します。違うでしょう。本気で弥富を思うのであれば、弥富で二度とあのような事件を起こさない、そのために考え得る、でき得ることは全てやる、そのような姿勢が、気持ちが全く感じられない予算でありますし、市長の気持ち、姿勢でした。こんな予算に断じて賛成できるものではありません。

また、その一方では、議案第3号の土地取得も含め自由通路を進めるという予算が含まれており、どちらが優先されるのか、どこを見て市政を運営しているのか、全く市民を見ていないことが見えてきます。

ほかにも、これだけ長引くコロナ禍で、市として本当に困っている市民に対して助けたいという気持ちも全く伝わってきません。市独自で行っているのは、ほとんどが他市町村で行っている支援と国・県の支援にほんの少し拡充する程度であり、さらには市民への周知も複雑多岐にわたるからといって支援策一覧などを廃止し、市民に分かりやすく伝えるという努

力すらしません。冷たい市政運営となっています。こうした災害時こそ、市が市民を救うための手だてを、ありとあらゆる知恵を結集させ、対応に当たらなければならないのに、聞く耳すら持っていません。施政方針では、とら年で年男であり、千里を一里で駆ける虎のように動くと言っていますが、全然動いていません。むしろ、市民の声を聞かず自由通路事業に固執する姿勢は逆走していると言っても過言ではないでしょう。

国保、介護、後期高齢者の特別会計である議案第4号から6号については、市民、国民の負担は限界に来ており、制度そのものの抜本的な見直しが必要です。

議案第7号の下水道事業については、今回、一般会計からの繰入れが4億5,000万円ほどとなっており、前年度より多少下がったものの、毎年5億円規模で繰入れが今後も未来永劫的に必要になる状況であり、さらなる大胆な見直しが必要となっています。

以上、2号から7号について一括して反対討論とさせていただきます。特に2号については本当に残念でなりません。即刻見直すか、すぐにでも補正予算でスクールカウンセラーの常勤・常駐体制を整備することを強く求めて、討論とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 次に、加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 5番 加藤明由でございます。

議案第7号令和4年度弥富市下水道事業会計予算について反対討論をさせていただきます。

下水道予算は、毎年4億円以上の一般会計からの繰入金で維持されています。比較的接続率の高い農業集落排水でも1億9,200万円の繰入れが予定されております。公共下水道事業は接続率が50%を切り、収支が改善される様子も見受けられません。また、接続率向上に向けた取組も積極的に行われているとは思われません。延々と一般会計からの補填が続くと推測されます。

最近公表された市街化調整区域内の公共下水道整備を合併処理浄化槽での処理に方針転換を行ったものの、時既に遅しであります。今後予定される公共下水道未整備地区で、既に合併処理浄化槽を設置した世帯にしてみれば、ますます公共下水道への切替えを拒む理由となることでしょう。

以上、下水道経営の不適切さを申し上げまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 他に討論の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第2号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第3号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第4号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定いたしました。

次に、議案第5号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第6号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第7号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第8号 新市基本計画の変更について

日程第9 議案第9号 弥富市部設置条例及び弥富市農政推進協議会条例の一部改正について

日程第10 議案第10号 弥富市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第11号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第12 議案第12号 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第13号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第14号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第15 議案第15号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第16 議案第16号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第17 議案第17号 海部南部水道企業団規約の変更について

日程第18 議案第18号 弥富市道路占用料条例の一部改正について

日程第19 議案第19号 関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定の締結について

日程第20 議案第20号 弥富駅自由通路新設に係る鉄道施設整備に関する覚書の締結について

日程第21 議案第21号 市道の廃止について

日程第22 議案第22号 市道の認定について

日程第23 議案第23号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第15号）

日程第24 議案第24号 令和3年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第25 議案第25号 令和3年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第26 議案第26号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第16号）

日程第27 議案第27号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

○議長（大原 功君） この際、日程第8、議案第8号から日程第27、議案第27号まで、以上20件を一括議題といたします。

本案20件に関しては、審査経過の結果と報告を委員長に求めます。

三浦行財政委員長。

○行財政委員長（三浦義光君） それでは、行財政委員会に付託されました議案について委員長報告をさせていただきます。

行財政委員会に付託されました案件は、議案第8号新市基本計画の変更についてをはじめ20件です。

本委員会は、去る3月16日及び17日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、3月16日は総務部、建設部の所管する審査を行いました。

まず、議案第8号新市基本計画の変更についてから議案第15号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてまで及び議案第18号弥富市道路占用料条例の一部改正についてから議案第22号市道の認定についてまで、以上13件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、議案第8号新市基本計画の変更により歴史民俗資料館の解体事業だけが認められたのか、ほかにも適用事業があるのかとの質問に、市側より、令和3年度において実施設計に着手した事業が歴史民俗資料館の解体工事だけですので、他に適用事業はありませんとの答弁がありました。

また、議案第19号及び議案第20号、分断されている南北地区の連携強化を目的にするので

あれば、連続立体交差事業を検討すべきではないかとの質問に、市側より、弥富駅周辺の連続立体交差事業は、近接した鉄道が3路線あること、隣接する住居等に影響があること、国道155号線等の跨線橋に干渉すること、事業費が膨大であること、事業主体が県であることなど課題が多いことから、具体的な検討はしていないとの答弁がありました。

続いて、議案第23号令和3年度弥富市一般会計補正予算（第15号）を審査しました。

最初に市側より説明があり、委員から通告にて、ゴルフ場利用税交付金の500万円の補正は、当初予算1,000万円に対して50%増である。当初予算の計上についての考え方はとの質問に、市側より、令和3年度当初予算では、予算積算時に交付されている令和2年度8月交付分の実績を基に令和2年度決算見込額を算出し、そこから新型コロナウイルス感染症による影響を見込み計上しましたとの答弁がありました。

また、名西ソイルリサイクル株式会社配当金52万9,000円が増額補正されている。予算書においては1,000円の計上である。予算計上の在り方についての考えはとの質問に、市側より、予算編成時には配当金の有無や金額が分からないということで、毎年、当初予算は予算科目を起こし、1,000円を計上しています。年度内に配当金の歳入があった場合には、実績額に合わせて3月議会に補正予算を計上していますとの答弁がありました。

17日には所管を入れ替え、市民生活部、健康福祉部、教育部の所管する事項の審査に入り、まず議案第16号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について及び議案第17号海部南部水道企業団規約の変更について、以上2件を一括審査しました。

委員より特に質疑はありませんでした。

続いて、議案第23号令和3年度弥富市一般会計補正予算（第15号）から議案第26号令和3年度弥富市一般会計補正予算（第16号）まで、以上4件を一括審査しました。

最初に市側より説明があり、委員より、繰越明許で小学校管理運営事業7億3,488万1,000円、これを全て繰り越すということですが、弥生小学校の長寿命化改良工事に関する費用で、他の小学校についての費用はないということでもいいのかとの質問に、市側より、今回の費用については弥生小学校長寿命化改良工事の費用ですので、他の費用は入っていないとの答弁がありました。

その後、議案第27号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第1号）を審査しました。

委員より特に質疑はありませんでした。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、17日に討論に入り、議案第9号について、特命事項は他の課と合併してより多くの職員で対応すべきで、これ以上課の内容を細分化すべきではない。議案第18号について、固定資産税の減によって県が下げたことに準拠したが、法的には県に合わせる必要はない。議案第19号について、自由通路は鉄道事業そのものであり、弥富市が事業主体となるべきではない。議案第20号について、名鉄のホームや駅

舎は鉄道施設そのものである。線路の引き直しにしても、ＪＲ東海のエレベーターが原因であるとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第８号は全員賛成で原案を了承、議案第９号は賛成多数により原案を了承、議案第10号から議案第17号まで、以上８件は全員賛成で原案を了承、議案第18号から議案第20号まで、以上３件は賛成多数により原案を了承、議案第21号から議案第27号まで、以上７件は全員賛成で原案を了承したことを御報告し、行政財政委員会の報告を終わります。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

これにより討論に入ります。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

まず、横井議員。

○７番（横井克典君） ７番 横井克典です。

私は、議案第19号関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定の締結についてと、議案第20号弥富駅自由通路新設に係る鉄道施設整備に関する覚書の締結についての２議案について、反対の立場から討論を行います。

私は、ＪＲ・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業について、令和２年度からこの３月議会まで幾度となく、自由通路事業に対する市の考え方や、その疑問点などを質問いたしました。残念ながら、市からは市民の皆さんに事業の内容を十分に理解、納得していただけるような明確な答弁はいただけませんでした。

例を挙げますと、事業費46億円の財源内訳や市及びＪＲ・名鉄３者の事業費の負担割合について市民に公表する考えがないということ、またこの自由通路のみの利用者300人の積算根拠が不明確なこと、さらには国土交通省から危険踏切として指定されている弥富駅西側の踏切道拡幅や踏切に接続している前後の道路の拡幅のめども立っていないこと等でございます。

また、市が昨年実施したＪＲ・名鉄弥富駅利用整備事業に関するアンケート結果において、「あなたの世帯に世帯人員分の負担を求めた場合の毎月の世帯１人当たりの負担額」の答えで一番多かったのが「負担金ゼロ円」で、アンケート回答者数503件中268件ありました。全体の約53%で過半数を超えております。

また、その負担をゼロと回答した理由で一番多かった回答が、「そもそも事業の必要性がないから」が84件、２番目は「本事業は実施したほうがよいと思うが、税金で行うことは反対だから」が83件でした。このようなことから、この自由通路事業は多くの市民に事業内容

が十分に理解されておらず、市民が望んでいる事業でないことがうかがい知れます。

また、駅周辺整備の全体像を描かない、この自由通路事業と駅北口広場等整備事業でのつながりなどのまちづくりの進め方はパッチワークのようで、調和の取れた連続性のあるまちづくりとはいえません。木を見て森を見ずになってしまいます。市民が望んでいる、人を呼び込み、にぎわいと魅力あふれる弥富駅周辺のまちづくりを実現することは困難ではないでしょうか。

自由通路事業は、新庁舎建設事業費53億円に次ぐ過去2番目の大規模事業でございます。これまで市は市民に対して、自由通路事業の内容、情報を広報「やとみ」においては昨年5月を最後に記事が掲載されていません。これまで掲載する機会は幾度となくありました。昨年に開催された区長・区長補助員との情報交換会や名古屋都市計画道路の変更に関する説明会などで出された貴重な質疑応答などを掲載することができたのではないのでしょうか。こういった市民の誰もが疑問に思うような質疑応答を市は広報「やとみ」を通じて広く市民に発信し、理解を深めてもらうべきでした。市民に対しての丁寧な説明が欠けていたと思われます。市民の情報不足を放置して、市民の懸命な判断を惑わすものになっていると私は感じます。

また、市は市民に対して説明責任、アカウンタビリティを果たすことができず、市民との合意形成、コンセンサスも図ることができませんでした。私は、これまで多くの市民の皆さんから自由通路事業についての質問や御意見を頂戴し、そのほとんどの御意見等が、市の自由通路の進め方に対して疑問や不信感を持った御意見でした。私は、市と市民との間に事業の進め方、考え方に大きな乖離があることを感じております。市は、これまで市民との考え方の溝を埋める努力をされず、その結果として幾度となく市議会に自由通路に関する請願が提出されたのではないかと考えます。

また、この3月議会では、私を含め、大原議長、佐藤仁志議員から住民投票をやったかどうかと市長への発言もございました。結論としましては、弥富駅周辺のまちづくり、いわゆる駅周辺の再開発事業と併せて自由通路事業を一体とした、もっと整備範囲を広げた計画への見直しを図るべきだと考えます。まずもって市民の皆さんに、点ではなく面的に整備した駅周辺の完成予想図を見てもらうべきではないのでしょうか。

また、市は市民ニーズだけで進めている事業ではないと答弁されました。しかし、まちづくりは市民ニーズを積極的に取り入れ、10年、20年の中長期的な視点を持って市民と共に駅周辺のまちの全体像を描き、骨格となる幹線道路の整備から始めることがまちづくりの基本ではないのでしょうか。

また一方、市の財政状況を見ますと、平成26年度から令和元年度までの決算は6年連続して実質単年度収支が赤字となりました。令和2年度の決算は、久しぶりに実質単年度収支が

黒字になり、また令和3年度も黒字が見込まれます。しかし、これは新型コロナウイルス感染症の影響による各種事業の中止の未執行額の増加や、基金残高が減少傾向にある公共施設整備基金などに計画的に積立てができていないこと、さらには市企業立地促進に関する条例の廃止による奨励金支払額の大幅な減少など、積極的な行財政改革の成果による黒字ではなく、結果として黒字になったというような印象は否めません。私の試算では、令和2年度、仮に公共施設整備基金や減災基金、三ツ又池保全基金に3億円を基金として積立てを行った場合は、逆に約5,000万円の実質単年度収支が赤字になります。令和3年度決算見込が黒字になったとしても、継続して黒字化したとは言い難い状況です。

さらには、令和4年1月14日付、東海財務局による財政状況把握ヒアリング結果では、令和2年度の債務返済能力が「やや注意」から、令和7年度の見通しでは「注意」になっております。これらのことから今後の市の財政状況を中長期的に見ますと、まだまだ財政健全化には不安定要素が多い状況であります。

いずれにしましても、しばらくの間、市は財政状況をしっかり見極め、多くの市民の意見に耳を傾け、ここは一旦立ち止まって協定及び覚書の締結を見送り、時間をかけて、しっかり議論を重ねていくべきではないでしょうか。

以上、議案第19号関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定の締結について及び議案第20号弥富駅自由通路新設に係る鉄道施設整備に関する覚書の締結についての2つの議案について反対する主な理由を申し上げました。

議員各位におかれましては、多くの市民の声、民意を尊重していただき、当該議案を不採択としていただきますようお願い申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 次に、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 議案第9号と19号、20号について反対の立場で討論をします。

議案第9号弥富市部設置条例及び弥富市農政推進協議会条例の一部改正について、まず最初に反対の立場で討論します。

課の数としては増減がないものの、ますます組織を細分化しています。今回の改正により観光課のいわゆる主な職員は課長1名、グループリーダー1名で、あとは再任用職員が1名、会計年度任用職員が1名という状況の中で、勤務場所は現在図書館棟と言っているところの歴史民俗資料館の事務所、月曜休みで土・日などは事務所を開けないということだそうです。

私は、実は戸田川緑地農業文化園で2年、名古屋城管理事務所で3年、文化園は月曜休みでしたが、名古屋城管理事務所は年末年始4日以外は全て開園しているという施設に係長として兼務した経験があります。ただ、弥富市と違って何十人という組織全体のバックアップがありました。それでも、休みで自宅にいても、あるいは家族と旅行に行っているところ、結局は職場からトラブルの電話がかかり、24時間365日気が休まることのない5年間でした。も

ちろん、大きな組織であれば、自分が休みでも、出張して不在のときでも、事故やトラブルが発生しても、同格の課長級、係長級の責任者が当然、その事務所の責任者として責任を持って処理してくれます。このような職場を、正規職員と言っているのか分かりませんが、基本2人で回すというのは、そんなあえて組織を細分化する必要があるんでしょうか。

大きな課の一部として出先という位置づけであれば、課全体のバックアップがしてもらえます。また、経験上ですが、小さな組織は、どうしてもたった1人で俗人的な判断に流されます。相談しようと思っても、しょせんほかの課であれば、真剣な相談も助けも当てになりません。独断専行したくなかったんですが、組織的に孤立させられてガラパゴス化は避けられませんでした。

また、安藤市長になってからの人事異動が、何かテトリスというんでしょうか、習熟する前に異動させるので、職員に専門能力がついていません。特に都市計画など専門性が高い職域、そういったところで知識も能力も蓄積できていません。今回、JR駅問題について何を質問しても答えられない。何を検討していかなきゃいけないかということも、結局、組織の中に蓄積されていなかったんですね。

弥富市と人口規模が似ている高浜市と岩倉市の組織を比較してみました。弥富市の課の数は約29、高浜市と岩倉は23と21です。3対2ぐらいの差があるわけですね。弥富市については明らかに課の数が多過ぎます。ということは、課の規模が小さ過ぎます。規模が適正であれば、仕事の割り振りにおいて主担、副担当など複数の職員が担当して、日常的にダブルチェック体制を担保し、さらに同じ課で複数の人間のチェックとアドバイスがいただけます。これが組織の力です。弥富市は課の人数が少ないので、人事異動に伴う引継ぎなども課全体でカバーできていません。これは私も課の人と話をしていて経験しています。安藤市長が課を増やし過ぎたため、縦割りの弊害が目立ちます。課同士の調整ができていません。弥富市の課の規模が小さいことは弱点です。

多くの市役所で採用されている方法は、今回のような特命事項は、特命事項を担当する課長級の主幹、係長級の主査を課の中に置く方法です。そうすれば、特命事項を託された主幹や主査は、課全体のバックアップを受けてできます。逆にラインの課長というのは、職員の管理監督や役所として前例を守るべき、いわゆる保守的な仕事がメインです。ラインの課長が守り、特命の主幹が攻める、これが普通のチームワークです。

今回の観光振興と、観光協会というんでしょうか、この特命事項は、むしろほかの課と合併して、より多くの課の職員が動員できる課の体制をバックアップして特命主幹としてやるべきです。今後、令和4年度の実態を踏まえて、令和5年度は大きな組織の中に戻してやっていただきたいと思います。

今回の異動については、観光行政をどうするか置いておいても、組織の細分化について異

議を唱え、反対討論とします。

次に、議案第19号関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定の締結について及び議案第20号弥富駅自由通路新設に係る鉄道施設整備に関する覚書の締結について、反対の立場で討論します。

この計画に取りかかった時点から、議会側は市に対して様々質問や資料の提示を求めてきました。自由通路の整備に関しての国の定めた要綱をはじめ、必要な資料の提出や説明がなかったことが問題です。要綱に沿って誰が通路の事業主体になるべきかの分析、検討、そして事業方法についての的確な議論がなされてこなかったことは明白です。

南北の市街地分断を解消するためと称していますが、通行量を示さずずっとやり過ぎてきて、ようやく昨年の9月議会で300人というあやふやで市街地分断の解消には程遠い数字を示しました。踏切通行の危険性を減少させると言っていますが、自由通路建設によって踏切の通行量がどのように減少するのか、そういう予測のデータも一切示していません。それでも決まったことだからと行政を押し進めるのは、市民全体への背任と言うべきです。

県が決めたマスタープランを実行する事業であるということで、県が示している資料を忠実に読み直してみました。こう書いてあります。「駅周辺を商業・業務、医療・福祉などの都市機能が集積し、暮らしやすいまち中を形成する都市拠点に位置づけます」と言っています。これをこの字面どおり読めば、これは市役所や海南病院までを含む地域全体を指していると思います。

仮に弥富市のほうの都市計画マスタープランもチェックしましたが、自由通路は記載されていても、事業主体が弥富市だとは示していません。近鉄の駅のように、事業主体が鉄道事業者であることは何の不思議もありません。ただ、答弁を聞いていると、鉄道事業者がやるはずない、自由通路だから道路、したがって市道として建設するのがふさわしいなどというレベルの理解で事を進めてきた。最初の思い込みが、この事態を招いてしまっています。真つ当な企業経営者や組織人であれば、様々な分析、検討、評価もせずに、鉄道事業者がやるはずがないといって開き直るようなことは普通はないと思います。

都市計画審議会や行財政委員会の審査で、この事業に疑問を呈して反対しておられる大原議長もおっしゃっているように、特別委員会を設置して、詳しい情報を提出して審議することが必要です。今後、この協定案が同意され、協定が結ばれた後においても、その内容、執行・支払いが適切に行われているかどうかをしっかりとチェックするのは議会の役割であり、義務です。協定を結ぼうとしている弥富市長及びその執行部がきちんと説明する、情報を開示して説明責任を果たされていないとすれば、議会と市民に対する背信行為と言えるのではないのでしょうか。

また、仮にですけれども、十分な情報開示がないまま、議会、議員が協定を認めてしまっ

たとするならば、見ようによっては市民に対する背信行為になってしまわないのでしょうか。何のために議会があり、何のために行政があるのか、根幹を揺るがすものになります。

具体的な問題点を述べます。

弥富市は、国が定めた要綱を根拠に自らが事業主体となり、自由通路の整備を進めるとしていますが、その根拠が不当です。

市道としての道路整備をする必要性があるだけの純粋な歩行利用者がいない。

市は、自由通路が駅東西踏切の安全確保につながると主張していますが、根拠となるデータを一切示していません。

工事の設計、施工検査についても不当です。ＪＲ東日本のように、半橋上化方式を採用すれば、もっと安くできるという例もあります。

次に、弥富市として公衆便所を設置する計画です。であれば、ＪＲ東海の既存便所の機能が代替できます。補償で便所を造らないという方法もＪＲと交渉すべきです。

実はＪＲ蟹江駅を調査したところ、無人化が進んでいます。コロナ禍による在宅勤務が加速し、情報化社会がさらに加速し、集中旅客サービスシステムというんだそうです、ＪＲ東海。遠隔による切符販売を広く進めています。関西線も、この対象に入っています。将来の無人化を想定して、必要最小限の駅スペースとなるようにＪＲ東海と交渉すべきです。

そもそも名鉄の線路の引き直しが必要となった理由は、ＪＲ東海の上りホームの幅員が不足しているからです。弥富市の自由通路がはみ出したわけではありません。ＪＲ東海と名鉄が話し合う事項です。

ＪＲ東海と名鉄の共同利用駅なので、乗客のうっかりミスで乗換えのトラブルが発生しているとＪＲ東海と名鉄が言っているそうです。しかし、その対応は鉄道会社の問題です。それを理由に、名鉄が独立した駅舎とホームを新設すると言っています。これは名鉄の事業そのものです。

昭和29年に設置された既存の跨線橋は、当然老朽化しています。耐震性にも疑問があります。改修や撤去はＪＲ東海の義務です。現在でもＪＲ弥富駅の南側には、旅客のために自動車の乗降停車場所があります。鉄道事業そのものです。

ところが、南側を駅前交通広場としてＪＲ東海から約640平米、ＪＲ東海の用地を弥富市が買収までして整備するのは何ででしょうか。公共事業は公平性と競争性を担保するために一般競争入札で決定しなければなりません。ところが、ＪＲ東海、名鉄が、それを設計も施工業者の選定も決定する、これでは価格競争の原理が働いた公共事業とは言えません。公共事業である以上、設計金額、工事金額について、全て開示されなければなりません、これも非開示です。鉄道会社と何らかの利害関係のある会社がもし施工するのであれば、工事の監理や検査は、その鉄道会社がするのではなく、つまり利害関係者ですね、第三者機関が行

わなければ公共工事として信用できません。

もう一つ、皆さんに気をつけていただきたいのが、この協定は双方の自由な意思に基づく契約という建前になっていますが、実際には対等の契約ではありません。情報量に圧倒的な差があるからです。圧倒的にＪＲと名鉄には知識も技術もありますが、弥富市役所、議会、市民には知識も能力もありません。さらに、施工する場所が鉄道敷地内です。鉄道敷地内なので、鉄道の理由、営業上の理由と言われたら、弥富市が何を言ったって、これはできませんと言われたら、引き下がらざるを得ないということです。何かしてほしいと言ったら、お金を出してということになるということです。名ばかりが対等な契約行為が、この協定です。これは、この２年間、情報開示請求をしても、何を聞いても、結局、ＪＲと名鉄の事業に支障があるといって、ＪＲと名鉄の都合で全てはねつけられてきた事実が証明しています。

さらに、２年前の概算工事費に比べて、今回約５,５００万円増額だそうです。理由は人件費の上昇分だそうです。弥富市ははっきりしたことを言うてくれません。というか言えません。令和４年度に実施設計が行われるそうですが、これだけかかりますと言われたら、今の弥富市長と弥富市の幹部は仕方がないというふうになってしまうことが予想されますが、それで本当にいいんでしょうか。

とはいうものの、平野議員などから、市長の説明は不十分ではないかという多数の発言がありました。そのとおりだと思います。これを受け止めるためには、そういう場が必要です。当然のことですが、特別委員会をつくって市に説明していただく、それが重要だと思いますし、我々議会人としても市民の皆さんからいろいろ疑問を聞いていますので、これは特別委員会という場でもって集中的にきちんと議論と検証ができる仕組みを議会としてつくっていくことが、少なくとも賛成する立場の皆さんの当然の責務じゃないですか。当然つくられると思いますが。

ということで、以上、反対討論とします。

○議長（大原 功君） ここで１時間経過しましたので、暫時休憩いたします。再開は午後３時２０分といたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

午後３時０９分 休憩

午後３時２０分 再開

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、那須議員。

○２番（那須英二君） ２番 那須英二。

議案第１８号から２０号に対して一括して反対討論をさせていただきます。

まず、議案第18号ですが、弥富市道路占用料の条例の一部改正ということでございます。

道路の電柱などの占用料に対する見直し、すなわち値下げということですが、県に準じて行わないことは確認されました。また、電柱などを整備している企業は、体力に余裕のある事業者であり、引き下げる理由がございません。

そして、議案第19号、20号、ＪＲ・名鉄弥富駅の自由通路の工事協定や名鉄との覚書という議案になっておりますが、この議案が通れば、いよいよ46億円、税金負担45億円の自由通路事業がスタートし、新年度には設計や調査、手続等が行われ、令和5年度には工事着工が予定されております。多くの市民が望むのは、自由通路による南北分断等の解消ではなく、踏切及び前後の接続する道路の拡幅であります。

昨年、国交省より、47都道府県で全国93か所の危険な踏切、改善すべき踏切のうち、25都道府県、愛知では14件、そのうち3か所が、この弥富駅における東西の踏切だと指定されています。

そうした中で、国の通達にもある鉄道内の歩道の部分が狭い、あるいは歩道がない場合、危険な状態の解消のために、国の要綱に照らし合わせても他の踏切を閉じる等のペナルティーがなく、歩道部分に関しては拡幅、あるいは新設できることが新たに分かりました。それでもなお、この踏切における歩道設置という直接的な危険な状況の解消の方法ではなく、自由通路による間接的な方法に固執しています。

本来であれば、この通達が平成8年には出ておりますから、その時点から踏切の安全のための歩道設置、あるいは前後の道路の拡幅に動き出すべきであったと思います。今現在に至っては、議会にそういった説明すら行われず、危険解消には自由通路しかないかのような説明を再三繰り返し、それに気づいた議員が指摘をしても立ち止まって考え直そうとはせず、いまだに自由通路に固執し、進めています。

駅がきれいになることは、よいことだと言う市民の方もいます。もちろん、そうです。ですが、駅をきれいに建て替えるのは誰ですか。弥富市ですか。違います。鉄道事業者です。踏切の安全を確保するのは誰ですか。鉄道事業者です。もちろん、市はそのサポートを行うことは必要だと思いますが、税金によって98%の負担を行う自由通路による整備は、あまりに不平等であり、市民の理解が得られるものではありません。

近鉄事業者の通路は、近鉄事業者が主体となり整備を行い、3分の1の税金負担で行われています。また、その維持管理、点検、改修などは近鉄事業者が行っています。今回のこのＪＲ・名鉄弥富駅の自由通路は、総事業費46億円超のうち45億円超の98%の税金負担に加え、維持管理、点検、改修などは弥富市が行います。なぜこんなに近い駅同士で、このように違いがあるのか、理解に苦しみます。

公共施設再配置計画では、40年間で332億円不足するので、維持管理費を減らしていかな

ければならないとしているのに、コストを削減していく方向とも逆行しています。将来的にも大きな負の遺産となりかねない莫大な維持管理費が必要になるものを認めるわけにはいきません。

また、財源には国の保育無償化等により交付税が増えた分を見込んでいます。本来であれば、遅れた子育て支援、保育士の増員や土曜日午後の保育、保育の給食費の減免等の実施、あるいは子供のための交付税と捉えればスクールカウンセラー等の拡充に充てるべき資金を自由通路事業に充てるという点においても、到底納得できるものではありません。

この自由通路事業が本当に市民が望んでおり、必要であるというならば、住民投票を行い、市民が本当に税金投入、45億円を行って、今後の福祉サービスや子育て支援、市内道路整備や防災対策にかかる予算が減ってもよいという負託を受けるべきだと思います。そうでないなら、鉄道事業者が主体となる方向で考え直し、最少のコストで最大の効果を上げるという自治体における本来の税金の在り方を遵守していただくことを強く求めて、反対討論とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 次に、加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 5番 加藤明由でございます。

最初に、議案第19号関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定締結について反対討論をいたします。

この事業の目的の一つが、J R 弥富駅の東西の踏切道利用者を自由通路に誘導し、踏切利用者の減少を図ろうとする名目の下に進められており、自由通路計画当初から踏切道の拡幅はできないとの理由を前提に進められてきました。つまり、踏切拡幅ができないから自由通路を造るしか手法がないかのような理由で進められた46億円の巨額な税金を投入する事業であります。

しかし、今年1月に国土交通省の出先機関である中部運輸局に出向き調査を行ったことから、平成8年及び13年に国土交通省通達により歩道部分の踏切拡幅はできる、できた事実が判明をいたしました。市長もこの通達を知らなかったことを認めていることであります。知らなかったことを知った以上、この巨額な46億円の事業の協議を最初からやり直すことが当然であり、このまま強行突破することは暴挙としか言えません。

踏切道の危険性は今に始まったことではありません。長期にわたって放置されてきた事実を真摯に認め、早急に踏切道の改善と、それに続く近隣道路の歩道整備を最優先に行うことを求め、反対討論とします。

続きまして、議案第20号弥富駅自由通路新設に係る鉄道施設整備に関する覚書の締結について反対討論をいたします。

議案第19号と同様な理由とともに、J R 弥富駅の西側の名鉄踏切道とJ R 踏切道の危険性

は、踏切道改良促進法で国土交通省から改善を求められている踏切道でもあります。踏切道改良促進法で国土交通省が公表した「踏切安全通行カルテ」には、交通が錯綜し、交通誘導員を配置しなければならないほど危険な状態になっていると記載されております。ガードマンが配置されて交通整理を行っている踏切道は、ほとんどの人はこの場所以外に見たことがありません。それほど危険な状況であります。前服部市長時代、現市長の15年以上の周辺道路を含め、何一つ改善をされていません。橋上駅舎自由通路ができたとしても、この状況が改善されるとはとても考えられません。市側も自信を持って自由通路完成後は交通誘導員が不要と言い切れずに、完成後の状況を見て検討するとしか言えない状況なのであります。

また、現在、名古屋鉄道はＪＲのプラットフォームを使い、ＪＲ所有の跨線橋を使用、ＪＲの駅舎でＪＲによる切符販売及び改札業務を委託し、金額は不明なるも、相当額をＪＲに支払っているものと推測されます。この事業完成後は、自前の駅舎で自動券売機、自動改札機を設置し、弥富市提供の自由通路でＪＲに対する負担なしで営業ができることとなります。近年、名鉄は、五ノ三駅、町方駅等の多くの無人駅で、以前はプラットフォームしかなかった駅に駅舎を新築し、自動券売機と自動改札機、遠隔監視カメラ等を整備し、営業を行っております。これらは全て名鉄の負担で行われたと推測されます。今回、名鉄の負担金は、名鉄関連工事費約11億円に対し7,000万円弱、今後、ＪＲに対する名鉄の負担金がなくなることから、極めて有利なおいしい事業であり、言わば渡りに船とも考えられます。

これらの鉄道事業者との交渉過程が不透明であり、一般市民が知る余地はありません。多額の事業費がかかる事業にもかかわらず、不透明さが払拭できないことから、覚書締結には賛成することはできません。

以上の理由から、反対討論とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 他に討論の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結します。

これより採決をいたします。

議案第8号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第9号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第10号から議案第17号まで、以上8件を原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第17号まで、以上8件は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第18号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第19号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第20号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第21号から議案第27号まで、以上7件は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第27号まで、以上7件は原案どおり可決決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 請願第1号 駅の橋上化は鉄道会社に任せ、市政の進め方の見直しを求める請願書

○議長（大原 功君） この際、日程第28、請願第1号を議題といたします。

請願第1号に関して、審査経過と結果の報告を委員長に求めます。

三浦行財政委員長。

○行財政委員長（三浦義光君） それでは、行財政委員会に付託された請願について委員長報告をさせていただきます。

行財政委員会に付託されました案件は、請願第1号駅の橋上化は鉄道会社に任せ、市政の進め方の見直しを求める請願書です。

本委員会は、去る3月16日及び17日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。

その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

最初に紹介議員より趣旨説明があり、委員より、請願趣旨に市民への丁寧な説明とあるが、この会の方に市側との説明会の日程調整を提案したが断られた。また、市民とはどこまでのことかとの質問に、紹介議員より、市側に質問状の提出予定があったのでお断りをした。市民の会だけではなく、市民全体に説明してほしい、市民の意見をくみ上げてほしいとの答弁がありました。

また、委員より、市民の会から数度となく請願が出されているが、今回の請願を出された意図はとの質問に、紹介議員より、民間事業者がやるべき事業であって、市は補助する立場である。市民全体に対してきちんと説明がされていない。今後そういったことがないようにしてほしいという2点が従来との違いですとの答弁がありました。

また、委員より、委員会や一般質問などで、事業主体、事業費、事業の進め方についてもしっかりと議論して決めてきたが、それでも説明不足ということかとの質問に、紹介議員より、結論としては不足している。大きな方針を決めるのは議会です。自由通路ありきではなく、様々な方法を検討して費用対効果、あるいは今後の展望について行政内部の検討が全くできていないというのが最大の問題であるとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、17日に討論に入り、北口の開設は過去から議題となり、行政側と議論をしてきた。どういう形が一番いいのか、鉄道会社との協議、踏切のこと、バリアフリーの改正もあって自由通路となったと理解している。当初から弥富市の事業であり、議会としても関連予算を審議してきた。地域の方にとって北口の開設は大きな要望であったとの反対討論があり、踏切道に関しては、歩道の整備はできることが分かった。市政の在り方、事業に対する進め方、他に方法があったにもかかわらず、それをせず自由通路に固執したやり方自体は市民の疑問を大きく抱いているところである。一時止まって事業全体を一度白紙に戻して再検討していく必要があるとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成少数により不採択と決定されましたことを御報告し、行財政委員会の報告を終わります。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありましたので、順次発言を許します。

佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志。

請願第1号駅の橋上化は鉄道会社に任せ、市政の進め方の見直しを求める請願書について、賛成の立場で討論します。

4回にわたるタウンミーティングで、市民の皆さんが、駅だけでなく、弥富のまちづくり全般について活発な議論をされました。それを要約したのが今回の請願です。

市民の皆さんは、弥富市の事業は市や議会に任せておけばいいと思っていました。しかし、この事業はどう考えても鉄道事業者が行うべき事業であり、市民に理不尽なる負担をかけてはならない。弥富市と議会は市民の声に正面から向き合ってほしい。市民への丁寧な説明、そして市民合意を重視するという市民の望む市政運営の推進を望んで請願を出されました。

請願事項として、1つ目が、JR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業は、弥富市が事業主体となる協定の締結を中止し、鉄道事業者が事業主体となる事業として鉄道会社に任せて、弥富市は支援する立場になること。

2つ目は、弥富市に対しては、本来の行政サービスである市民生活、命を守る行政サービスのために事業費を使うこと。そのためには、行政の点検、評価の厳密化、市民への説明、意見聴取、合意形成を基盤とした地方自治の本旨に合うように、あらゆる市政運営について進め方全般を改めること。

その理由として、国の制度等を踏まえた合理的な判断をすれば鉄道事業者の事業であって、自由通路の事業主体になるべきでない。JR・名鉄弥富駅周辺のまちづくりにしても、具体的な将来設計も可能性も見いだせず、駅周辺の総合的な解決策を先送りしています。駅舎が新しくきれいになればといった浮ついたにぎわいづくりではなく、次世代を担う若い人たちも我がふるさと弥富に誇りを持てるよう、市民の声、意見に耳を傾ける市政運営を望んでいます。想定されるあらゆる危機、災害に備えるインフラ整備、これこそが市民の期待する政策であると言ってみえます。そして、何より安心して子育てや学び、働くことができる優しいまちづくり、誰もが健康で文化的な生活ができる福祉の充実も切望されるといって訴えておられます。

これは、タウンミーティングで話し合った多くの意見を集約したものです。コロナ禍で対人接触が非常に厳しく、署名集めには大きな制約がありました。それでも、提出した約1,500、さらにその後も賛同署名が集まって1,600筆を超えて、多くの賛同署名と、熱い熱い弥富市を思う意見も一緒にいただいています。市民が行政や議会のチェック機能を審判する機会としての選挙は4年に1回しかありません。そこで、地方自治法に基づき、直接請求として請願を出されました。

改めて、弥富市の総合計画と都市計画マスタープランを読み直してみました。まさしくそこには実現に向けた取組市政として、第一に協働によるまちづくりの推進を掲げています。市民や事業者との協働、関係機関との連携強化として、都市づくりに関する情報の提供、共

有、都市づくりの課題や提供を受けるような広報・広聴機会の充実を図り、市民や地域、事業者、関係機関との協働による都市づくりを推進しますと宣言されてみえます。

具体的には、情報提供、交流機会の充実、自主的なまちづくりへの支援など、かなり具体的に挙げています。そして、各種事業の進捗管理計画というのは見直すものなんだと。社会情勢は目まぐるしく変化しています。新たな都市づくりの課題、つまり平成22年とか、24年とか、28年に始まったこの計画から既に何年もたっています。その間に、まさしく人口が減少し、災害の問題が逼迫してきています。そういう社会情勢の変化の中で、新たな都市づくりの課題や多様な市民ニーズに対応するためには事業を精査し、検証し、より効果的な手法を採用して実行するPDCAサイクルによるマネジメントは必要ですと明記してあります。

まず、何よりも市や議会は市民の声を聞くこと。もちろん、市民は専門家ではありませんから、専門家でない市民に分かりやすく説明すること。そして、いかなる事業についてもそうですが、特にこういう大きな、弥富市にとって中心的な事業であるならば、市民と協働すること。これが総合計画でも、マスタープランでも、繰り返し強調されています。これが今回の事業において実行されていません。だから、請願が出るんです。

最後に、計画の見直しは、以上、都市計画マスタープラン、総合計画でもあるように、決して恥ずかしいことではありません。むしろ状況に即した見直し、状況を見てきちんと話し合って決断する、これこそが市政と勇気のある証拠です。なかなか変えにくい、特に市長という立場になればなおさら変えにくい。だからこそ、その変更にちゅうちょしないことが、真の優れたリーダーの資質であるといってもよいでしょう。

今、この議場には来ていない多くの市民の皆さんが、この問題について多くの意見を持っていっぱいます。この1,600筆というのは、その一部でしかありません。この請願が出されたことを真摯に受け取り、まさに都市計画や総合計画の精神にのっとって忠実に見直しをいただくことを願って、請願の賛成討論とします。

○議長（大原 功君） 次に、平野議員。

○13番（平野広行君） 13番 平野広行でございます。

私は、請願第1号駅の橋上化は鉄道会社に任せ、市政の進め方の見直しを求める請願書に対し、反対の立場で討論いたします。

JR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業に関する請願については、令和2年12月議会において、請願の趣旨として、弥富市の負担が大きい事業計画を見直してバリアフリー化に絞った計画への見直しを求める請願、令和3年3月議会において、弥富市の将来に禍根を残さないよう市の負担が極端に大きいJR・名鉄自由通路及び橋上駅舎化事業の中止を求める請願と同時に、これまでの財政状況を考え、本市の実質単年度収支が2年連続で黒字になるまで事業の一時延期を求める請願、令和3年6月議会において、弥富駅自由通路の都市計

画変更の中止を求める請願が出され、その都度、議会において十分審議されましたが、残念ながら、これら4件の請願は全て不採択となっております。

そして、今議会において、この事業は鉄道事業者が主体で行い、弥富市民に大きな負担をかけないこと、市民への丁寧な説明と市民合意を重視した市政運営を行うこと、この2点を請願趣旨として請願が提出されました。

私も、これまでの請願審査において、紹介議員の方から請願趣旨の説明もしっかり伺い、質問し、議論してきました。そして、私は工事協定議案が上程された今議会の一般質問において、財政問題、事業主体、踏切改良問題等、これまで出された多くの請願事項について市側の考え方を再度質問し、その答弁を確認しました。

今回出された請願趣旨の1点目、鉄道事業者が事業主体で行い、弥富市に大きな負担をかけないことについては、過去何度も説明されていますが、この自由通路事業は、市街地の分断の解消、踏切の安全対策、高齢者や障がい者などの利便性向上のために駅周辺エリア一体をバリアフリー化とすることを目的としているため、自由通路の通行者数の多少に関わらず、当然のことながら弥富市が事業主体になると理解しております。これは、国において定められた自由通路の整備及び管理に関する要綱に基づくものであります。

2点目の市民合意を重視した市政運営を行うべきであるという請願趣旨についてであります。本市の市政運営は、最上位計画である第2次弥富市総合計画に基づき進められております。この総合計画を策定するに当たっては、平成29年7月に市内中学2年生415名、そして市内在住の16歳以上の男女3,000名にアンケート調査を実施し、その後、弥富市総合計画審議会が設置され、公募市民を中心とした市民ワークショップを4回開催し、その審査結果の報告、さらには愛知大学入江教授のゼミ生からの政策提言を基に、基本構想、基本計画が策定され、パブリックコメントを実施した後、総合計画審議会からの答申を踏まえ、平成30年12月定例会において総合計画の基本構想を上程し、平成31年1月22日、本会議において質疑及び反対討論もなく、ただ1人三宮議員から賛成討論が行われ、全員賛成で原案が可決されております。

その後、平成31年2月に第2次弥富市総合計画の市民説明会を開催し、市民の皆様に報告するという正規の手続を経て、市民の皆様の御理解の下、市政運営が行われております。決して市民を無視した市政運営ではないと私は思っております。

そして、この総合計画において、本市の最重要課題として取り上げられたのが駅前整備事業であり、当該地区において長年取り組んできた懸案事項の解決策の一丁目一番地として計画されたのが、この自由通路事業であります。自由通路事業の先には、新庁舎まで含めた駅前地区の整備事業を進めることにより、より明るい未来に向けた新しい弥富駅前のまちづくりを進めるというビジョンの上に成り立っているものであり、ぜひ進めなければならない事

業であると思います。今後は、駅前整備に向けた新しい弥富駅前づくりに向けて早急に議論を始め、弥富市議会が一丸となって取り組み、様々な問題の解決に向けて進んでいくべきだと思います。

今回のＪＲ・名鉄弥富駅自由通路事業に関しては幾度となく請願が出されました。請願者の皆様は、弥富市の将来を思い、しっかりと調査・研究をされ、議員個人に対しても説明を繰り返され請願を出されたことに対しては敬意を表しますし、また紹介議員の方からも非常に熱心に説明をいただいたと思っております。私自身、請願の在り方について、また紹介議員としての在り方について大変勉強になった自由通路事業に関する請願でありました。

結論となりますが、これまでの請願説明において、一部理解できる部分ではありますが、残念ながら大部分において理解できないことを申し上げ、反対討論とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 次に、那須議員。

○２番（那須英二君） ２番 那須英二。

請願第１号駅の橋上化は鉄道会社に任せ、市政の進め方の見直しを求める請願書、要約すれば自由通路の請願について、賛成の立場で討論します。

自由通路を整備するには、国から３つのパターンの要綱が示されておりますが、その中には鉄道事業者が主体となるパターンもあります。まさに、すぐ南にある近鉄弥富駅は、近鉄事業者が事業主体となり、税金負担としては事業費の３分の１の負担で行われ、維持管理等も近鉄事業者が行っています。なぜＪＲ・名鉄弥富駅は、弥富市が事業主体にならなければならないのか。

先ほど平野議員からもありましたが、市が整備したいという理由においてでございますけれども、この整備したい部分において議論を深めるところになると思うんですけれども、ＪＲ・名鉄弥富駅は、バリアフリーの適用によって整備する必要がある駅に指定されています。さらには、東西３か所の踏切も危険な状態であり、解消の必要があるということで国の指定も受けています。しかし、いずれも行うべき主体は鉄道事業者です。市はサポートする立場だと言えます。弥富市としては、踏切の前後における道路の安全対策や駅前周辺整備に集中し、駅の建て替えや通路の整備は、本来行うべき鉄道事業者に任せておけばよいと思います。ということによって、弥富市が事業主体になる必要はありません。

莫大な事業費、ＪＲと名鉄が橋上駅と地上駅になり乗換えが不便になる設計、98%が税金によって行われる、あまりに不平等な費用負担。また、踏切内の歩道の整備は、今の法律や要綱に照らしてもペナルティーなく行えるということが発覚した今、白紙に戻して、本来市民が望んでいる駅前周辺整備や安全対策を行うべきだと思います。

市が踏切の安全確保や南北の分断の解消が自由通路しかないような説明を再三繰り返してきましたが、その前提条件が崩れている中、白紙撤回が当然です。よって、この請願の市民

の声は、当然至極もつともなことだと思います。

市や弥富市議会は、この声を受け止め、考え直すべきだと思い、賛成討論とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 次に、加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 5番 加藤明由でございます。

請願第1号駅の橋上化は鉄道会社に任せ、市政の進め方の見直しを求める請願書、賛成討論をさせていただきます。

議案第19号、20号の反対討論とともに、踏切の改善はできないとの前提で、市長や議会も踏切道改善を求める国土交通省通達を知らずに、また調べることもせずに進められてきた。事業の検討を最初からやり直し、長年放置されてきた踏切及び周辺の道路整備を最優先で行うべきであり、近鉄弥富駅と同様に鉄道事業者主導で行うことを求め、請願を採択していただきたく賛成討論といたします。

○議長（大原 功君） 他に討論の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

請願第1号の趣旨に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立少数と認め、よって本請願は不採択と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第29 請願第2号 県立高校統廃合について意見書の採択を求める請願書

○議長（大原 功君） この際、日程第29、請願第2号を議題といたします。

請願第2号に関しての審査経過の結果の報告を委員長に求めます。

三浦行財政委員長。

○行財政委員長（三浦義光君） それでは、行財政委員会に付託されました2つ目の請願について委員長報告をさせていただきます。

行財政委員会に付託されました案件は、請願第2号県立高校統廃合について意見書の採択を求める請願書です。

本委員会は、去る3月17日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

最初に紹介議員より趣旨説明があり、委員より、愛知県立高校自体の志望者が少なく、定員割れが多いと聞いている。海翔高校をこの先、存続させるとして、高校の先行きはどのように考えているのかとの質問に、紹介議員より、県内150ぐらい高校があり、そのうち約80

校が定員割れをしている。そういう中で愛知県として統廃合計画を立てているが、教育予算をしっかりと取った上で小規模校、少人数学級、あるいは地域に根差した学校を存続させてほしいとの答弁がありました。

また、委員より、再編されるに当たって新しい高校にできる学科はとの質問に、紹介議員より、福祉科が津島北高校に追加されますとの答弁があり、続けて委員より、海翔高校は開校当時から定員割れをしていたと記憶している。県立高等学校再編将来構想の中で、人数が少ないところや中山間部、登校するのが難しい地域、近くに高校がないと厳しいという地域、そういうところに対する高校の在り方をどのように認識されているのかとの質問に、紹介議員より、県の構想としては大きな地域に点在させていくことです。この辺りには津島北高校になるが、海部南部地域、弥富、飛島、蟹江からなくなってしまう。少人数学級、小規模校として存続させてほしいとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て討論に入り、この身近なところから公立高校がなくなることは寂しいことだが、小・中学校の統廃合も考えなければならない時代において、選択できる県立高校の地域圏内での再編は時代の経過とともにやむを得ない。空いているから少人数学級にすればいいという考え方ではなく、制度設計、方針・目的、人材育成、配置などがきちんとできた上で、少人数学級開設の研究準備をしていただきたいとの反対討論があり、今回の構想は、海翔高校の生徒、校長先生、教員に知られることなく発表された。多くの学校関係者、保護者、生徒の方が現場の意見を反映してほしいと願っている。愛知県は教育にお金をかけていないというデータがある。教育予算を厚くして、教員を増やして少人数学級でやっていくこともできる。地域にとって海翔高校は、持続的活力の基になるものだと思うとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成少数により不採択と決定されましたことを御報告し、行財政委員会の報告を終わります。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。これにより討論に入ります。

討論の通告がありましたので、順次発言を許します。

板倉議員。

○1番（板倉克典君） 1番 板倉克典。

請願第2号県立高校統廃合について意見書の採択を求める請願書に賛成の立場で討論させていただきます。

昨年11月に県立高等学校再編将来構想案が突然報道され、12月にはその構想が正式決定

だという発表がありました。弥富市内の海翔高校が津島北高校と統合され、新たな学校が津島北高校の土地に開校するという構想です。

弥富市でも小規模小・中学校の統廃合について議論されておりますが、しっかりと保護者の意見を聞いています。今回のこの構想は、海翔高校の生徒、校長、教員に知らされることなく発表されました。高校がある弥富市にも意見聴取されることはなかったと聞いています。多くの学校関係者の方、保護者、生徒の方が、現場の意見を反映してほしいと願われています。これが1つ目の問題です。

2つ目の問題は、海部地区の南部から自転車で通える県立高校がなくなってしまうことです。現在の生徒数は252人ですが、弥富市に通学している252人の生徒が、やがていなくなってしまうという現実です。名古屋市内から通学する生徒もいれば、海部地区全域から通学する生徒もいます。そして、大勢の生徒が弥富駅、佐古木駅を利用し、有料の自転車預かり所などを利用して、買物をして、駅前をにぎやかにしてくれています。額は小さくなくても、経済を回してくれています。

また、少子化で生徒数が減る中で、海翔高校は特色を持った学校でもあります。県立高校で県内で4校しかない福祉系の学科が海翔高校にはあります。卒業生は弥富市内の社会福祉法人をはじめ、県内の様々な福祉施設で活躍されています。弥富の宝のような高校だと感じています。

入試の募集人員に満たない生徒数が統廃合の理由にされていますが、愛知県は教育にお金をかけておりません。総務省統計局が出しているデータで、全日制高校の在学者1人当たりにかかる教育費が、全国都道府県の低いほうのトップに近い状態です。一方で、愛知県は全国トップクラスの財政力を持っています。教育予算を厚くして教員を増やせば、少人数学級でやっていくことができます。

生徒、教師、保護者の意見も尊重してほしい、予算をかけて再建していきたいという愛知県高等学校教職員組合の皆さんの願いに私は賛同し、紹介議員とさせていただきました。この県立高校統廃合は、地域の持続的活力をなくしていつてしまうことになると感じています。

議員の皆様には、弥富地区の県立高校統廃合について、地域や学校現場の声を聞き、意見が反映され、海翔高校の存続を望むという愛知県に対する意見書の採択を求めるこの請願を採択されますようお願いしまして、私の賛成討論を終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 次に、加藤克之議員。

○9番（加藤克之君） 9番 加藤克之です。

請願第2号県立高校統廃合について意見書の採択を求める請願書につきまして、反対の立場から討論させていただきます。

地域の公立学校がなくなるということは寂しいことですが、統廃合に進む上では様々な要

因があると考えられます。日本社会において、少子化という言葉が、はや10年以上前から聞かれてまいりました。その後、国をはじめ県、各自治体も、努力、精進してきましたが、県内におかれましても県立高校の欠員は、2次募集まで見ていただいても、令和2年で1,499名、令和3年におかれましても2,625人、今回、令和4年におかれましても2,718人の定員割れが現状で進んでいることが分かります。

この3か年を見ただけで6,842名、少子化でこの現体制、人数を続けていくと、効率よく子供たちに教育予算ができない体制が続く、負担も続いてしまいます。しかし、統廃合しますと、例えば全校700人を1校としますと約10校の統廃合になり、人件費をはじめ様々な分野において削減できることにより、よりよく効率的に子供たちに教育予算をかけることができるわけです。

今後は、この少子化の時代に、これまで各県立高等学校が長年にわたり培ってきたきめ細やかな教育をさらに質の高い教育に発展させていくためには、当然必要な人員、人材の確保、新しい令和の時代にふさわしい施設整備のリニューアルなど、県立高等学校の運営基盤の刷新、統廃合によってスクールカウンセラーの常駐、強化に全力を挙げて取り組んでいく時代の流れであります。

よって、今回、この請願第2号県立高校統廃合について意見書の採択を求める請願の採択に反対討論とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 次に、加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 請願第2号県立高校統廃合について意見書の採択を求める請願書について賛成討論をさせていただきます。

県立高校統廃合について意見書の採択を求める。

現在、海部津島地域には、海翔以外に、佐屋高校、愛西工科（旧佐織工業）、津島、津島北、津島東、美和、五条と7校の県立高校があります。この7校は海部津島地域の西部から北部に集中し、とりわけ津島と津島北及び美和と津島東は、ともに2.5キロメートルほどしか離れておりません。海部南部地域では、蟹江高校に続く海翔高校の廃校は、学校の適正配置から大きくかけ離れる事態であります。そもそも地域の意見が全く反映されることなく進められてきた県立高等学校再編将来構想は地元として認めることはできません。私は、生徒数の減少を理由とした再編成に反対するものではありません。しかしながら、この適正配置のバランスを著しく欠いた再編成には反対しかありません。

今回、愛知県教育委員会の県立高等学校再編将来構想を弥富市議会が容認することとなれば、同じ今後予定されている弥富市内の小学校の再編成では、人口集中地域の北部に再編成され、南部の小学校は廃校になってしまうのではないかと、こんな無用な心配を市民に与えることとなります。ぜひともこの請願を採択されますことをお願いいたしまして、賛成討論

といたします。

○議長（大原 功君） 他に討論の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

請願第2号の趣旨に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立少数と認め、よって本請願は不採択と決定いたしました。

ここで暫時休憩し、午後4時25分まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時18分 休憩

午後4時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本日、安藤市長より議案第28号が提出されました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 議案第28号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第17号）

○議長（大原 功君） この際、日程第30、議案第28号を議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（安藤正明君） 本日、追加提案し、御審議いただきます議案は予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第28号令和3年度弥富市一般会計補正予算（第17号）につきましては、非課税世帯等臨時特別給付金を4月以降も引き続き支給するために繰越明許費の補正を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 功君） 提案理由の説明を総務部長に求めます。

横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 議案第28号令和3年度弥富市一般会計補正予算（第17号）につきましては、現在実施しております住民税非課税世帯等に対する1世帯当たり10万円の給付事業において、申請期間が令和4年9月末までであることから、年度内に事業完了が見込めないため、1億7,185万5,000円を繰越明許で翌年度に繰り越すものでございます。以上でございます。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

議案第28号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決決定をいたしました。

早川議員ほか5名より発議第2号及び発議第3号が提出されました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第2号及び発議第3号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 発議第2号 弥富市議会委員会条例の一部改正について

日程第32 発議第3号 弥富市議会会議規則の一部改正について

○議長（大原 功君） この際、日程第31、発議第2号及び日程第32、発議第3号、以上2件を一括議題といたします。

本案は議員提案ですので、提出者の早川議員に提案理由の説明を求めます。

早川議員。

○12番（早川公二君） 発議第2号弥富市議会委員会条例の一部改正について提案をいたします。

この議案は、社会経済の進展に対応して、行政が著しく多様化し、専門化してくることから、常任委員会を分割し、専門的知識の養成や議案の分割的処理を図ることで、議案の成立までの過程を能率的かつ効果的なものにするために必要があるからでございます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

続きまして、発議第3号弥富市議会会議規則の一部改正について提案をいたします。

この議案は、弥富市議会委員会条例の一部改正に伴い、必要があるからであります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 質疑なければ、私から質疑をしたいと思いますので、会議規則第54条の規定により、副議長と議事進行を交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（鈴木みどり君） 議長と議事進行を交代し、会議を続けます。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○副議長（鈴木みどり君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 委員長に発議第2号についての質問をさせていただきますので、簡単に聞きますけれども、きちっとした答えを出していただきたい。

この発議が出される以上は、今の職員も勤務が長くなるということも出てくると思うんですね。それと今はロシアによって、プーチンによってウクライナの殺人事件をやっておる。こういう人がやっているために原油が上がっておるわけですね。そうすると、今、バレルが、1バレル100ドルから、これから150ドルになるという話もありますね。そして、サハリン2についてもダッチ・シェル、これなんかが日本の北海道の北にまでパイプラインで送るような、そういう計画が出ておるわけね。これは三菱と三井から出しておるわけ。それと、もう一つは、ヨーロッパでするモービル、この石油が今なっているんですけども、これも全部、プーチンの人殺し、殺人鬼と一緒になんですね。こういう人がやっておるために、ロシアから

全部、事業者が引き揚げられた。そのために、弥富市も経済的にはかなりの経費がかかると  
思います。

今、ここを1つのやつを2つにすることによって、今までは三役は一体で1つのところ  
に出ておったわけね。2つになると三役は2つにまた、もう一個出なきゃいかん。そうすると、  
三役というのは、委員長も分かると思いますけれども、普通は職員の場合は週40時間という  
ふうに決まっておるんですけども、三役の場合は24時間勤務なんですね。

そうすると、やっぱり今の2つのところに出れば、それだけの分、ほかの事業、福祉の問  
題、教育の問題、あるいは先ほど反対のあった橋上駅の問題、こういうのに対しても弥富市  
の発展については進めなきゃいかんわけ。そうすると、そういう事業が遅れてしまうという  
ことも出てくるわけ。そうすると、弥富市については大変マイナスになるんじゃないかと思  
っています。

それから、もう一つは、職員の給料についても、時給にすると恐らく1時間2,000円か  
2,500円になると思うんですね。こういう方についても、有給休暇も実際に聞くと12日ぐら  
いしか今使われておらんわけ。普通は20日間あるわけね。そうすると、8日間というのは、  
この忙しい時期になってくると、どうしても職員が有給休暇を取れない。皆さんの議会で今  
の質問をするについても、皆さん方が全協、あるいは本会議、あるいは委員会など、対策委  
員会やなんか、そういうところでもいろんなことを聞かれておるわけですね。十分に議員が  
聞かれておるわけ。これをするによって、弥富市の財政はだんだん厳しくなると思うね。  
そういうことになってくると、市民に税の負担をかけさせていいのか。議員が、ただ質問を  
したために2つの委員会をつくるということについて早川議会運営委員長はどのように思  
っているのか。市民の税金を守るためにいる議員でもあるし、また市民、職員の安全対策、  
あるいは職員の健康を守るためにも議員の役目だと思います。そのために職員が健康であれ  
ば、市民が安心して安全で暮らせるわけ。こういうのを考えると、なぜここで今しなきゃい  
かんかということ。

それから、コロナも今だんだん減って、愛知県は1,000人を切ったわけね。やっと1,000人  
を切った中で、来月から2つの委員会にすると、またコロナが増えるんじゃないかなと思  
うんだね。こういうことも考えると、日本経済をよく考えると、今の委員長の考え方だと、  
私思うには、地方自治を守らない、民主主義を守らないということになっちゃうんじゃない  
かなあと市民から思われるんじゃないかと。こういう点があるので、しっかりと答えてく  
ださい。

○副議長（鈴木みどり君） 早川議会運営委員長。

○議会運営委員長（早川公二君） 3委員会にするのは、先ほども申し上げました。もう一遍  
言いますよ。社会経済の進展に対応して、行政が著しく多様化し、専門化してくることから、

常任委員会を分割し、専門的知識の養成や議案の分割的処理を図ることで、議案の成立までの過程を効率的かつ効果的なものにするために必要があるからであります。以上です。

○副議長（鈴木みどり君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 今はコロナの関係についても、国・県、市も一生懸命頑張っておるわけなんですね。こういうことを考えると、委員会をするには、改選をしてから、もう少し待って、今のウクライナの戦争もなくなる、あるいはコロナも少なくなる、そうなったときにやったらどうですか、もうちょっと。

だから、こういうことについても、いわゆる今のこういう戦争があるために野菜は上がる、それから今の高齢者対策、いろんなものについても税の負担が市民にかかる。あなた市民に、この2つにやると、どのぐらい税金がアップされるのか、あるいは職員の有給休暇が安全に取れるのか、残業は今何時間やってありますか、職員の残業。

○副議長（鈴木みどり君） 早川議会運営委員長。

○議会運営委員長（早川公二君） 職員の残業については、資料がないのでお答えようがございません。以上です。

○副議長（鈴木みどり君） 大原議員。

○16番（大原 功君） ここに書いてあるけれども、市からもらったやつがあるんですけども、市のほうは残業は適切に払っておると言うの。払っておるから、その払っておる金額は幾らですかと言ったら、市長はまだ分かりませんと。有給休暇についても、さっき言ったように12日しか使っておらんわけです。8日間は使われておらんわけです。職員が有給休暇を使わなくても、労働基準監督署によれば、今の20日間は使わなきゃいかんとなっておるわけなんです。

こういうことを考えると、もう少し委員長も、市民が大事か、あるいは今の委員会が大事なのか、一回、そういうことをもうちょっとよく考えてからやっていただいたほうが、委員長としても市民に好かれる、尊敬される委員長になると思います。以上。

○副議長（鈴木みどり君） 議長の質疑が終わりましたので、議事進行を議長と交代します。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（大原 功君） 他に質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第2号及び発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第2号及び発議第3号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

発議第2号及び発議第3号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第2号及び発議第3号は原案どおり可決決定をいたしました。

堀岡議員ほか2名より発議第4号が提出されました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第4号は本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 発議第4号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書の提出について

○議長（大原 功君） この際、日程第33、発議第4号を議題といたします。

本案は議員提案ですので、提出者の堀岡議員に提案理由の説明を求めます。

堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 発議第4号地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

この意見書は、子供たちの学びの継続、医療への適時適切なアクセス、新しい分散型社会の構築、持続可能な地域の医療と介護、地域住民の安全で安心な移動など、特に地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進について特段の取組を求め、政府に対して強く要望し、関係機関に提出することを提案するものであります。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2 番（那須英二君） この発議第4号について質疑させていただきます。

デジタル化の推進というところで、コロナ禍におけるオンライン授業については必要だと私も感じております。それはあくまで授業ができない、あるいは学級閉鎖等の対応に限ってはということでございます。この発議の趣旨としては、オンライン授業を平常時から行えるよう整備してほしいということでしょうか。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4 番（堀岡敏喜君） コロナ禍がこのまま収まらず、第7波、第8波として就学に支障を来すようなことが今後もあるのであれば、もちろん昨年にGIGAスクール構想の前倒しとして各学校にタブレットなり、その機材、環境というのはかなり整ってはきてはおりますので、そういったことがまだ例えばスキルの的にできないとか、ソフト的な部分で支援が必要だとか、そういったことに関して政府に対して、また県に対して、関係各所に、そういうところで全国格差がないように、制度の進め方を格差がないようにするための意見書でもあります、内容的には。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2 番（那須英二君） このコロナ禍でオンライン授業を行っている、大学等では行われていると思います。そういう中でも、オンライン授業をメインに使っていくと弊害、問題となっています。対面での授業がやはり望ましい。この重要性も言われている中で、この発議の趣旨が、そのような継続的に常時使えるものを望んでいるものなのかどうかというところを確認したいと思います。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4 番（堀岡敏喜君） 私が使えるものですよと言い切っても、各自治体、各学校での都合もございまして、そういったことが各自由にできるように、各地域でできるように、その環境の中で弥富市なら弥富市で、学校のほうで、学校の方針として、例えばデジタル機器等を使った授業等で、随時やりやすいようにといいますか、適時にできるように、その体制だけは整えておかねばなりませんよね。そういったための支援を国に求めるための意見書ですので、それは必ずそうしなければならないということじゃないじゃないですか。その辺は那須議員も御存じだと思いますので、御審議のほう、御納得いただければと思います。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2 番（那須英二君） オンライン授業等における趣旨については分かりました。理解いたします。

また、この発議の2から5にあるようなデジタル化の対応というのは、マイナンバーを前提としたものを想定しているのか、お答えください。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 主題にありますとおり、地方創生というのが主題になっています。この地方創生のデジタル田園都市構想というのが国の大きな政策の一つになっていますけれども、那須議員御存じのとおり、地方創生というのは、東京、都市一極集中をなくして、各地域でそれぞれの特性とか環境を生かしながら、その地域の発展に資するものです。そういったものが人員とかデジタル化云々で格差があっては地方創生の目的を逸してしまうわけですよ。そういったことをなくすために、特段に国に対して配慮をしてくれというのが今回の意見書の趣旨です。

ただ、前回、議運でも説明をさせていただきましたが、例えば医療であるとか、介護であるとか、そういったオンライン診療とかをするに当たって、個人の特定をする部分でマイナンバーカードというのを推進するということよりも、その中で直接的に必要なということよりも、間接的に関係をしてくるということで、この間は説明をさせていただいたと思います。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 質疑は以上で終わります。

○議長（大原 功君） 他に質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

発議第4号地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書の提出について、この発議について反対の立場で討論とさせていただきます。

コロナ禍におけるオンライン授業というところで整備していく、取捨選択は自由にできるようにという趣旨には賛同するところがございますけれども、2から5の項目である部分においては、間接的であれマイナンバーの推奨が必要というところになるかと思います。

マイナンバーは、便利になる反面、セキュリティーなどのリスクが大きいものでもあります。個人情報保護の観点から問題があり、このシステム自体にまだまだ未発展なところが

あります。そのシステムの改修には、また莫大な税金が投じられています。この莫大な税金は、本来、福祉等に充当することができるというところがありますので、それを前提としている以上、賛同できるものではないと、反対討論とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 他に討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

発議第4号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

本日の会議時間は、議事都合によりあらかじめ延長をいたします。

お諮りいたします。

日程を追加し、海部南部消防組合議会議員の選挙について行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、海部南部消防組合議会議員の選挙についてを行うことに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第34 海部南部消防組合議会議員の選挙について

○議長（大原 功君） 日程第34、海部南部消防組合議会議員の選挙について行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名いたします。

海部南部消防組合議会議員に、大原功議員、佐藤高清議員、三浦義光議員、高橋八重典議員、小久保照枝議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を当選人にすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が海部南部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

お諮りいたします。

日程を追加し、海部地区環境事務組合議会議員の選挙について行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、海部地区環境事務組合議会議員の選挙について行うことに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について

○議長（大原 功君） 日程第35、海部地区環境事務組合議会議員の選挙について行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名をいたします。

海部地区環境事務組合議会議員に、佐藤高清議員、平野広行議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第36 閉会中の継続審査について

○議長（大原 功君） 日程第36、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、これをもちまして令和4年第1回弥富市議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時57分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 副議長 鈴 木 みどり

同 議員 小久保 照 枝

同 議員 堀 岡 敏 喜